

第1号様式（第2条関係）

(表)

8.6センチメートル	
5.4センチメートル	第 号
	写 真
	日 本 国
	官職
	氏名
	生年月日 年 月 日
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 第7条第6項の立入検査員証
	国土交通大臣 印
	年 月 日 発 行
	年 月 日 限り有効
5.4センチメートル	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋
	(航空法の特例等)
	第7条
	2 航空法第47条から第47条の3までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第4条第2項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第3項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。
	3 航空法第54条の規定は、第2条第5項第2号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。
	5 国土交通大臣は、第2項において準用する航空法第47条から第47条の3までの規定及び第3項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
	6 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
	7 第5項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
	第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。
	(1) 第7条第2項において準用する航空法第47条第3項の規定又は第7条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
(5) 第7条第5項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。	

(裏)

第 19 条 国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

(職権の委任)

第 7 条

- 2 法第 7 条第 4 項及び第 5 項の権限並びに法第 8 条第 2 項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。
- 3 法第 7 条第 4 項及び第 5 項の権限は、空港事務所長も行うことができる。

航空法抜粋

(空港等又は航空保安施設の管理)

第 47 条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならない。

- 2 前項の基準(以下「機能確保基準」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 第 39 条第 1 項第 1 号の規定への適合の確保に関する事項
 - (2) 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項
 - (3) 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項
 - (4) 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項
 - (5) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成 28 年法律第 9 号)第 11 条第 4 項に規定する措置並びに同条第 5 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する措置に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項
- 3 国土交通大臣は、第 1 項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準に従って管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期的に検査をしなければならない。

(空港機能管理規程)

- 第 47 条の 2 空港の設置者は、空港機能管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 空港機能管理規程は、機能確保基準に従って空港(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第 55 条の 2 第 2 項及び第 148 条第 4 号において同じ。)の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
 - (1) 空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項
 - (2) 空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項
 - (3) 空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項
- 3 国土交通大臣は、空港機能管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(空港法第 14 条に規定する協議会における協議の特例)

第 47 条の 3 空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第 14 条に規定する協議会(次項において単に「協議会」という。)は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

- 2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第 14 条第 2 項第 2 号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

(航空保安施設の使用料金)

- 第 54 条 航空保安施設の設置者は、航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - (1) 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
 - (2) 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。